

今月のトピックス

令和2年12月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL <http://www.slmo.co.jp/>

《 特定(産業別)最低賃金の改定について 》

特定(産業別)最低賃金は地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金であり、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が定めることを必要と認めた産業について設定されています。

例年12月内を発効日として改定が行われており、各産業の賃金水準・労働形態を踏まえた上で業種の設定・改廃が行われています。

改定の対象外となった業種については、就業地ごとに本年10月に改定された地域別最低賃金が自動的に適用されることとなります。

都道府県	地域別最低賃金 (円)	業種	特定最低賃金 (円)	引上額 (円)	発効 年月日
東京都	1,013円	改定なし(左記の地域別最低賃金が適用となります)	—	—	—
神奈川県	1,012円	審議中(左記の地域別最低賃金が適用、12月中に確定予定)	—	—	—
埼玉県	928円	非鉄金属製造業	948	4	R2.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	954	3	
		輸送用機械器具製造業	966	5	
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	963	4	
		自動車小売業	962	5	
栃木県	854円	塗料製造業	965	2	R2.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	912	3	
		汎用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	913	3	
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業			
		自動車・同附属品製造業			
		各種商品小売業	874		

《 監督署の夜間内偵により法令違反発覚 》

厚生労働省は、全国の労働局や労働基準監督署が、平成31年・令和元年に外国人技能実習生の実習実施者(技能実習生が在籍している事業場)に対して行った監督指導や送検等の状況について公表しています。9,455件の監督指導のうち71.9%にあたる6,796件で法令違反が認められておりますが、その中のひとつをご紹介します。

技能実習生からの賃金不払いに関する情報提供に基づき、監督署が10日間にわたって夜間内偵を実施し、連日午後9時頃まで作業場の照明が点灯している状況を確認。後日、立入調査を実施したところ、記録上は時間外労働や割増賃金についても法違反は認められず、事業主は記録以上の時間外労働の存在を否定しました。このため、内偵により確認した事実を事業主に示して追及したところ、終業時刻後の作業の労働時間を把握せず、割増賃金も支払っていない事実を認め、技能実習生全員に対して不払となっていた割増賃金の支払いと、労働時間については自己申告の日報からタイムカードによる方式に改め、客観的に労働時間を把握することとなりました。

◎従業員の労働時間は適正に把握・管理できておりますでしょうか。労働時間の管理について問題がないか、また、その解決策等について、改めて見直していただければと思います。

労働時間の把握・管理について、ご相談等ございましたらお気軽にご連絡ください。

※弊社の年末年始休業期間は、12月26日(土)から1月3日(日)となります。

ただし、休業期間終了日については、新型コロナウイルス感染症に関する政府の動きにより、変更となる場合がございますのでご了承ください。